平成２２年（フ）第３９号
北海道小樽市清水町１番13号、前住所北海道古平郡古平町大字浜町487番地の１
債務者　神成　弘美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４７号
北海道小樽市桂岡町19番31号、前住所北海道小樽市望洋台３丁目４番４号
債務者　山澤由紀子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５３号
北海道苫小牧市元中野町２丁目９番20号　中野壱番館エイシンハイム204
債務者　加藤　工巧
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０７号
宮城県宮城郡利府町森郷字蓮沼31番地４　レオパレスクレールシャンブル104号
債務者　高田　二成
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
仙台市若林区６丁目字柳堀27番地　ホリエマンション102
債務者　長塚恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
仙台市太白区八本松１丁目13番11―1124号
債務者　加藤　弘美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
仙台市太白区茂庭台５丁目11番１号
債務者　伊東　武彦
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９６号
秋田市川元むつみ町７番38号　メゾン・ド・ジョワイユー101号
債務者　工藤　雄太
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７号
秋田市川元むつみ町７番38号　メゾン・ド・ジョワイユー101号
債務者　工藤紀栄子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６号
秋田市牛島東５丁目７番45号
債務者　加賀谷修子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５号
福島県二本松市若宮１丁目195番地１
債務者　小林　尚人
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
福島県二本松市若宮１丁目195番地１
債務者　小林　直子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５４号
福島市八島町２番14号　エステート高坂105
債務者　小山恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第９３号
福島県南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内111番地
債務者　鈴木　恭子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第９３号
水戸市渡里町3230－１コーポムラサワ202、外国人登録証明書上の住所水戸市姫子１丁目774番地カサグランデオガワ505号
債務者　松本光子こと　李　　光子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第９７号
茨城県東茨城郡大洗町桜道232番地　関根住宅３号
債務者　黒沢　利加
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７号
水戸市渡里町92番地の１
債務者　鹿野　　清
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
水戸地方裁判所